

新型コロナウイルスへの対応に伴う臨時的な取扱いについて  
(共同生活援助・施設入所支援を在宅で提供することについて)

1 在宅支援の対象者

在宅支援へ切り替えることについて、利用者本人及び利用者家族の同意を得られた者です。

2 在宅支援の実施に関する報告について

在宅支援を実施する事業所は、別紙2「臨時的な在宅でのサービスの支援体制に関する報告書（共同生活援助・施設入所支援）」及び別紙3「臨時的な在宅でのサービス利用者の報告（共同生活援助・施設入所支援）」を提出してください。

別紙2及び別紙3の報告をもって本取扱いの適用としますが、事後的に報告があった場合でも、在宅支援の提供記録が整備してある場合は、様式中の「開始日」から認めることとします。

なお、報告はEメールでもFAXでも差し支えありません。

※ 既に深谷市宛てご連絡いただき在宅支援を実施している事業所も、お手数ですが、別紙2及び別紙3のご提出をお願いいたします。

3 報酬の算定を認める要件については、次のとおりとします。

- ① 訪問や電話等の方法により、利用者の健康管理や相談支援等の支援を行うこと。
- ② 家庭における利用者や家族のストレスを緩和すること及び当該利用者が円滑に共同生活援助（施設入所支援）を再開できることを目的に、事業所は利用者と家族とのコミュニケーションを継続すること。
- ③ 利用者や家族のストレスが高まり緊急性が高いと判断する場合は、訪問等により適切な介入を行うこと。家庭に戻すことが困難と判断される利用者には、事業所において支援を実施すること。
- ④ 日々の支援内容等について日報等を作成し、事業所として支援内容等を把握し記録に残すこと。
- ⑤ 在宅での支援内容等について個別支援計画を作成し利用者の同意を得ること。また、利用者が計画相談支援事業所や通所施設を利用している場合には在宅支援の内容を説明し、事前に調整すること。

- ⑥ 在宅での支援を行う場合にも利用者負担額が発生することを利用者及び家族に丁寧に説明し、同意を得ること。

#### 4 支援の提供時間について

1日に提供する在宅支援の提供時間・回数については、利用者の生活状況等を勘案し、各事業所が判断してください。

その際は、家庭内における利用者や家族のストレスの緩和、当該利用者が円滑に共同生活援助（施設入所支援）の利用を再開するために必要な時間としてください。

#### 5 障害福祉サービス費の請求について

請求方法については、従来どおり埼玉県国民健康保険団体連合会へ請求していただきます。なお、実績記録票の備考欄に支援内容を簡潔に入力したうえで請求してください。

（例）電話連絡による支援／訪問による支援

#### 6 支援内容の記録の作成及び開示について

支援内容等について日報等を作成することは既に3-④にて記載させていただいておりますが、サービス提供記録についても作成し、支援内容等を記載してください。また、障害福祉サービス費の支払いに関して必要がある場合は、深谷市に対して支援内容の記録を開示してください。

#### 7 その他

- ① 本取扱いについては、あくまで新型コロナウイルスへの対応のための臨時的な取扱いですのでご注意ください。
- ② 本取扱いの対象者は、深谷市で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村の支給決定者については、援護の実施者へご確認ください。

#### 8 報告先について

宛先	深谷市役所福祉健康部障害福祉課
メールアドレス	syougai@city.fukaya.saitama.jp
FAX 番号	048-574-6667